

みんなで守ろう選挙のルール

✕ 政治家の寄附は禁止！ ✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています



結婚祝
(政治家本人が出席しない場合は
罰則の対象となります。)



香典
(政治家本人が出席しない場合は
罰則の対象となります。)



✕ 病氣見舞い



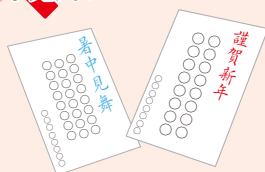
**✕ 落成式・開店祝いや葬式の
花輪・供花**



✕ 入学祝・卒業祝



**✕ 選挙区内の人への年賀状や
暑中見舞い**



✕ 後援団体による寄附



**政治家は
贈らない
有権者は
求めない**